

令和元年 6 月 26 日  
人事課長 新田町 弘幸  
TEL 076-225-1240  
内線 3400

## 働き方改革に向けた新たな取組みについて

本年 4 月の「働き方改革関連法」の施行を受け、県庁においても、これまで以上に長時間労働の是正に取り組んでいくため、新たに、以下の取組みを実施する。

### 1 年次有給休暇の取得促進

#### ・リフレッシュウィークの実施

旧盆を含む週（今年度は 8 月 11 日～17 日）をリフレッシュウィークとし、各所属において、県民サービスに支障を来さない範囲で、必要最低限の職員の出勤を推奨する。

→（これまでの主な取組み）

- ・「リフレッシュ休暇（連続 7 日以内の年次有給休暇）」の取得
- ・男性職員を対象とした「育児ウィーク計画」の作成
- ・年 5 日以上 of 年次有給休暇を取得する計画表の作成 など

### 2 時間外勤務の縮減

#### ・職員のパソコン上に定時退庁を促すメッセージを表示

全職員のパソコン上に、毎日 17 時頃、定時退庁を促すメッセージを表示する。（7 月 1 日から開始）

→（これまでの主な取組み）

- ・毎週水曜日、毎月 19 日等の全庁一斉定時退庁の実施
- ・毎月 19 日にイクボス庁内巡回を実施
- ・勤務の実態に応じた勤務時間の割振り変更 など

### 3 多様な働き方の推進

#### ・朝型勤務の実施期間拡大

従来 of 2 か月間（7～8 月）から 3 か月間（7～9 月）に延長する。

→（これまでの主な取組み）

- ・時差通勤の実施
- ・勤務の実態に応じた勤務時間の割振り変更（再掲） など